業務委託契約書(案)

1　業務名　　令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ等業務

2　履行場所　別紙「令和８年度広島県地域通訳案内士フォローアップ等業務企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)」に記載のとおり

3　履行期間　契約締結日から令和９年３月 19 日まで

4　委託料金　　円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

5　契約保証金

免除する。

6　特約事項

（１）　発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。

（２）　受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。

（３）　受注者は、（２）の規定により概算払を受けたときは、別紙業務委託契約約款（以下「約款」という。）第 30 条第２項の通知に基づき、通知後 10 日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。

（４）　受注者は、（３）の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。

（５）　（４）に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年 3.0 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、仕様書及び約款の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を作成し、電子システムでの双方の確認をもって、契約締結とする。

令和８年　　月　　日

発注者　広島市中区紙屋町１丁目 1-20
一般社団法人広島県観光連盟
会長　佐　々　木　茂　喜

受注者